

道路運送法施行規則等の一部を改正する省令案について

1. 背景

旅客自動車運送事業者は、旅客に対して適切な情報を提供し、輸送の安全及び旅客の利便を確保するため、事業用自動車内に事業者名や運転者その他の乗務員及び特定自動運行保安員（以下「乗務員等」という。）の氏名等の必要事項を掲示することが義務付けられている。また、自家用有償旅客運送を行う者についても同様の趣旨から、自家用有償旅客自動車内における運転者及び特定自動運行保安員の氏名等の必要事項の掲示が義務付けられている。

他方、SNS の普及をはじめとした時代の変化に伴い、乗務員等のプライバシーを守り安心して働くための環境を整備しつつ、旅客に対する適切な情報提供を行う観点から、その在り方を踏まえた車内の掲示規定の見直しが求められているところ、今般、所要の改正を行う。

また、事業用自動車内の禁煙表示について、これまで義務付けられていなかった一般貸切旅客自動車運送事業や一般乗用旅客自動車運送事業についても同様の措置を講じることとする。

2. 概要

（1）道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の一部改正

（第 51 条の 23、第 51 条の 28 関係）

- 自家用有償旅客運送自動車内における運転者及び特定自動運行保安員の氏名の掲示並びに保安員証を廃止するとともに、運転者証の表示・掲示方法を変更する。
- 特定自動運行保安員であることを服装その他の方法により旅客に示すこととする。

（2）旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）の一部改正

（第 37 条、第 42 条関係）

- 事業用自動車内における乗務員等の氏名の掲示及び保安員証を廃止する。
- 特定自動運行保安員であることを服装その他の方法により旅客に示すこととする。
- 一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業及び特定旅客自動車運送事業についても、新車導入の場合に限り事業用自動車内への禁煙表示を義務付ける。
- その他所要の改正を行う。

（3）タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和 45 年運輸省令第 66 号）の一部改正

（第 8 号様式、第 13 号様式関係）

- 運転者証及び個人タクシー事業者乗務証の様式を変更し、利用者に表示する面から、氏名、顔写真、運転免許証の有効期限を削除するとともに、引き続き運転者証及び個人タクシー事業者乗務証としての機能を保持するよう、当該情報を利用者から見えない面に記載するように改める。

3. 今後のスケジュール（予定）

公 布：令和 5 年 6 月下旬

施 行：公布の日